## 第98回宍粟市議会定例会 上程議案等一覧(追加)

	議案	番号	件名	備:	考
第	31	号議案	宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	3月10	) 日提出
第	32	号議案	令和2年度宍粟市一般会計補正予算(第14号)	3月10	) 日提出
第	33	号議案	令和2年度宍粟市病院事業特別会計補正予算(第7号)	3月10	) 日提出

### 第31号議案

宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月10日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

### 宍粟市条例第 号

宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成17年宍粟市条例第52号)の一部を次のように改正する。

附則に次の6項を加える。

(新型コロナウイルス感染症に対処するための院内感染防止業務手当の特例)

- 9 公立宍粟総合病院の区域内において、特定期間(令和3年1月1日から同年3月31日までの期間をいう。ただし、附則第11項の夜間コロナ病床等安定運用手当の支給については、令和2年12月31日から翌日にかけて又は令和3年3月31日から翌日にかけて引き続いて勤務をする場合にあっては、当該勤務時間の全てを当該期間に含むものとする。以下同じ。)内に、職員が次に掲げる業務に従事したときに、その者に対して院内感染防止業務手当を支給する。
  - (1) 新型コロナウイルス感染症病棟その他これに準ずる区域又は新型コロナウイルス感染症 の病原体に汚染されているおそれの著しい区域として市長が指定する区域内で行う新型コロ ナウイルス感染症が病院内にまん延しないように必要な措置を講じる業務として市長が認め るもの(以下「院内感染防止業務」という。)
  - (2) 前号に掲げる区域以外の区域で行う院内感染防止業務
- 10 前項に規定する業務に従事した場合における手当の額は、当該業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) 前項第1号の業務 1,500円 (新型コロナウイルス感染症患者が現に入院している病室 その他新型コロナウイルスがまん延しているおそれが極めて高い区域内において、高度の知 識、技能又は経験が必要な院内感染防止業務として市長が指定するものに従事する場合にお いては、2,000円)
  - (2) 前項第2号の業務 1,000円

(新型コロナウイルス感染症に対処するための夜間コロナ病床等安定運用手当の特例)

- 11 公立宍粟総合病院に勤務する助産師、看護師及び准看護師が、公立宍粟総合病院の新型コロナウイルス感染症病棟その他これに準ずる区域において、特定期間内の正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において行われる看護の業務又は宿直勤務に従事した場合は、夜間コロナ病床等安定運用手当を支給する。この場合において、別表第2の夜間看護手当は、支給しない。
- 12 前項に規定する業務に従事した場合における手当の額は、当該勤務1回につき、次の各号に 掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 8,600円
  - (2) 深夜における勤務時間が4時間以上である場合(次号の場合を除く。) 9,300円

- (3) 勤務時間が深夜全部を含む場合 17,900円
- (4) 救急の外来患者等に関する看護又は事務処理等のための宿直勤務 6,000円 (午前 0 時 以後に前項に規定する勤務を開始する場合にあっては、3,000円)

(新型コロナウイルス感染症に対処するための夜間等新型コロナ患者等診療手当の特例)

- 13 公立宍粟総合病院に勤務する医師が、公立宍粟総合病院の区域内において、特定期間内の休日又は時間外に、新型コロナウイルス感染症患者等に対して行う診断又は治療等の業務であって市長が指定する業務に従事した場合は、夜間等新型コロナ患者等診療手当を支給する。
- 14 前項に規定する業務に従事した場合における手当の額は、当該勤務1回につき、次の各号に 掲げる当該業務に従事した時間の区分に応じ、当該各号に定める額(同じ日に緊急診療従事手 当に係る作業に併せて夜間等新型コロナ患者等診療手当に係る作業に従事した場合は、当該額 及び別表第2に規定する緊急診療従事手当の額の合計額)とする。
  - (1) 深夜 15,000円
  - (2) 深夜以外 10,000円

別表第2夜間看護手当の項中「(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)」を削り、「4時間以上である勤務」を「4時間以上である勤務(勤務時間が深夜の全部を含む勤務を除く。)」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、令和3年1月1日から適用する。
  - (特殊勤務手当の内払)
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づき支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の 内払とみなす。

# 参考資料

	現	迁	以 正 茶
附 則			附則
1~8 (略)			1~8 (略)
			(新型コロナウイルス感染症に対処するための院内感染防止業務手当の特例) 9 公立宍粟総合病院の区域内において、特定期間(令和3年1月1日から同年
			3月31日までの期間をいう。ただし、附則第11項の夜間コロナ病床等安定運用
			手当の支給については、令和2年12月31日から翌日にかけて又は令和3年3月
			31日から翌日にかけて引き続いて勤務をする場合にあっては、当該勤務時間の
			全てを当該期間に含むものとする。以下同じ。)内に、職員が次に掲げる業務
			に従事したときに、その者に対して院内感染防止業務手当を支給する。
			(1) 新型コロナウイルス感染症病棟その他これに準ずる区域又は新型コロ
			ナウイルス感染症の病原体に汚染されているおそれの著しい区域として市
			長が指定する区域内で行う新型コロナウイルス感染症が病院内にまん延し
			ないように必要な措置を講じる業務として市長が認めるもの(以下「院内感
			染防止業務」という。)
			(2) 前号に掲げる区域以外の区域で行う院内感染防止業務
			10 前項に規定する業務に従事した場合における手当の額は、当該業務に従事し
			た日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額と
			<u> </u>
			(1) 前項第1号の業務 1,500円 (新型コロナウイルス感染症患者が現に入
			院している病室その他新型コロナウイルスがまん延しているおそれが極め
			て高い区域内において、高度の知識、技能又は経験が必要な院内感染防止業
			務として市長が指定するものに従事する場合においては、2,000円)
			(2) 前項第2号の業務 1,000円
			(新型コロナウイルス感染症に対処するための夜間コロナ病床等安定運用手当
			の特例)

宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照条文

飪	行	<b>大</b>
1		力産師、看護
		病院の新型コロナウイルス感染症病棟その他これに準ずる区域において、特定
		期間内の正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日
		の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において行われる看護の業務又は宿
		直勤務に従事した場合は、夜間コロナ病床等安定運用手当を支給する。この場
		合において、別表第2の夜間看護手当は、支給しない。
		12 前項に規定する業務に従事した場合における手当の額は、当該勤務1回につ
		き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
		(1) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 8,600円
		(2) 深夜における勤務時間が4時間以上である場合(次号の場合を除く。)
		9,300円
		(3) 勤務時間が深夜全部を含む場合 17,900円
		(4) 救急の外来患者等に関する看護又は事務処理等のための宿直勤務
		6,000円 (午前0時以後に前項に規定する勤務を開始する場合にあっては、
		3,000円)
		(新型コロナウイルス感染症に対処するための夜間等新型コロナ患者等診療
		手当の特例)
		13 公立宍粟総合病院に勤務する医師が、公立宍粟総合病院の区域内において、
		特定期間内の休日又は時間外に、新型コロナウイルス感染症患者等に対して行
		う診断又は治療等の業務であって市長が指定する業務に従事した場合は、夜間
		等新型コロナ患者等診療手当を支給する。
		14 前項に規定する業務に従事した場合における手当の額は、当該勤務1回につ
		き、次の各号に掲げる当該業務に従事した時間の区分に応じ、当該各号に定め
		る額 (同じ日に緊急診療従事手当に係る作業に併せて夜間等新型コロナ患者等
		診療手当に係る作業に従事した場合は、当該額及び別表第2に規定する緊急診
		療従事手当の額の合計額)とする。
		(1) 深夜 15,000円
	-	

		7,00	<u>^                                    </u>				N T	*
				(2)	深夜以外 10,000円	k 10,000	田0	
別表第2(第11条関係)	条関係)			別表第2	2 (第11条関係	:関係)		
種類	基準	金額	支給範囲		種類	基準	金額	支給範囲
		(報)					(略)	
夜間看護手			正規の勤務時間による勤務の一	夜間	夜間看護手			正規の勤務時間による勤務の一
汌			部又は全部が深夜 (午後10時から	៕				部又は全部が深夜において行わ
			翌日の午前5時までの間をいう。					れる看護等の業務に従事した助
			以下同じ。) において行われる看					産師、看護師及び準看護師
			護等の業務に従事した助産師、看					
			護師及び準看護師					
	1	11,900円	11,900円 勤務時間が深夜の全部を含む勤			1 回	11,900円	11,900円 勤務時間が深夜の全部を含む勤
			務					務
	1 = 1	6, 300₽	6,300円 深夜における勤務時間が4時間			1回	6,300円	6,300円深夜における勤務時間が4時間
			以上である勤務					以上である勤務(勤務時間が深夜
								の全部を含む勤務を除く。)
	1 =	5,600户	5,600円深夜における勤務時間が2時間			1回	5,600円	5,600円 深夜における勤務時間が2時間
			以上4時間未満の勤務					以上4時間未満の勤務
		(					(略)	

第32号議案

令和2年度宍粟市一般会計補正予算 (第14号)

令和2年度宍粟市の一般会計補正予算(第14号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ99,724千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29,395,619千円とする。

號入 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年3月10日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

第 1 表 歳 八 歳 出 予 算 補 正

(単位:千円)	井	7,110,738	5,818,995	560,868	372,145	2,475,695	2,475,695	29,395,619
	補正額	30,886	30,886	738	738	68,100	68,100	99,724
	補正前の額	7,079,852	5,788,109	560,130	371,407	2,407,595	2,407,595	29, 295, 895
			纽		绀		順	
			助		<			計
	頂		埔		蹨			
			車		绀			Áπ
			2 国		1		1-	¢Π
		缃		绀		画		
		丑						<
	款	łΧ		<				
<		世						歳
辩		15 国		19 繰		22 市		

		_			
(単位:千円)	##	2,387,949	321,541	276,871	29,395,619
	補正額	99,724	12,837	86,887	99,724
	補正前の額	2,288,225	308,704	189,984	29, 295, 895
			農	貫	
			校	校	丰
	頂				<del> </del>
	道		校	校	合計
	茰	東	小 学 校	中禄	
	款                通	育	小 学 校	中禄	
歳 出			小 学 校	中禄	

띰

舞

實

壮

田

雞

徽

表

 $\alpha$ 

無

(単位:千円)	額	12,837	86, 887
	④		
		業	継
		#	重 剩
	名	舞	改 (
	業	河	7
		荥	√ <u> </u>
	#	施	荥
		校	と施
		狆	学校
		単	黄
	Lmn/	校	校
	通	狆	狆
		\[\frac{1}{2}	#
		黄	黄
	款	畑	鮔
追加		教	教

 第 3 表 地 方

 更
 (単位:千円)

띰

舞

嶣

162,700額 茰 舞 贸 94,600 額 汇 搟 紐 無 洲 # 的 靊 Ш 幺 6 訤 嶣 裍 型  $\text{l} \mathbb{Z}$ 変 羧

监 留 温 严 빠 齳 予 出 舞 丑 毈 < 毈

₩

(単位:千円)	+=	7,110,738	560,868	2,475,695	29,395,619
項別明細書	補正額	30,886	738	68,100	99,724
3 出補正予算事	補正前の額	7,079,852	560,130	2,407,595	29, 295, 895
人		谻	绀	画	
搬		丑			丰
	款	以	<		¢Π
		庫			~
拓人		到			赖
総		H	端	七	
<b>—</b>		15	19	22	

1					
(単位:千円)	計	五十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	—模別源		
(単①	图	_	Ī		
	漣		套	738	738
	_		6		
	財	漣	4		
	9	試		68,100	68.100
	額	迅	九	9	9
			# #	(0)	
	補正	非	国県支出金	30,886	30.886
		盂		2,387,949	29.395.619
		補正額		99,724	99.724
		補正前の額		2,288,225	29.295.895
				農	
					並
		款		畑	<b>(</b>  C
		dill			<del></del>
<del>IJ</del>					樂
濑				楘	
Ī				တ	

$\prec$	
杉	
7	

(款) 15 国庫支出金	ИЬ		(頃) 2国庫	2 国庫補助金	<b>(</b>	(単位:千円)
	場の非上乗	ŀ.	1	節		
ш	作工に削りの名	出場	IŒ	X X	金額	
5 教育費国庫補助金	163,400	30,886	194,286	2 小学校費補助金	4,279 学校施設環境改善交付金	4,279
				3 中学校費補助金	26,607 学校施設環境改善交付金	26,607
菰	5,788,109	30,886	5,818,995			
(款) 19 繰入金			(頃) 1基金	1 基金繰入金		
3 公共施設等整備基 金繰入金	62,777	738	63,515	1 公共施設等整備基 金繰入金	738 公共施設等整備基金繰入金	738
苮	371,407	738	372,145			
(款) 22 市債			(頃) 1市債			
8 教育債	94,600	68,100	162,700	1 小学校債	8,500 防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債(小学校整備事業)	8,500
				2 中学校債	59,600 合併特例事業債(中学校整備事業) 防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債(中学校整備事業)	6,600
<del>ф</del>	2,407,595	68,100	2,475,695			

H
瓣
m

12,837 81,202 5,685 (単位:千円) 改修等工事設計監理業務委託料 密 淵 小学校営繕等工事費 トイレ改修工事費 81,202 12,837 5,685 蹈 佣 14工事請負費 菜 14工事請負費 恕 尔 羋  $\times$ 12委 一般財源 岀 乜 28 28 680 680 割 娯 6 ψ 宜 娯 8,500 59,600 59,600 8,500 3 中学校費 6 2 小学校費 靊 盁 蹈 八 띬 払 出 4,279 4,279 26,607 26,607 国県支出金 华 無 (頂) (道) 151,381 321,541 163,483 276,871 苮 12,837 12,837 86,887 86,887 韜 出 無 76,596 138,544 308,704 189,984 補正前の額 9 教育費 9 教育費 1学校管理 費 3学校施設 整備費 (款) (款) Ш 苮 苮

# 第33号議案

# 令和2年度宍粟市病院事業特別会計補正予算(第7号)

(総則)

第1条 令和2年度宍粟市の病院事業特別会計補正予算 (第7号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 令和2年度宍栗市病院事業特別会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

( <del> </del>	4, 562, 138 千円 668, 161 千円	4, 201, 657 千円 4, 052, 760 千円
(補正予定額)	19,852 千円 19,852 千円	19,852 千円19,852 千円
(既決予定額)	4, 542, 286 千円 648, 309 千円	4, 181, 805 千円 4, 032, 908 千円
(科目) 収 入	第1款 病院事業収益 第2項 医業外収益	支       出         第1款 病院事業費用       第1項 医業費用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正) 第3条 予算第7条に定めた職員給与費の予定額を次のとおり補正する。

(十里)	2, 315, 333 千円
(補正予定額)	19,852 千円
(既決予定額)	2, 295, 481 千円
(科目)	(1) 職員給与費

令和3年3月10日提出

宍栗市長 福 元 晶 三

(第7号) 実施計画 令和2年度宍粟市病院事業特別会計補正予算

(1) 収益的収入及び支出

(単位:千円)				
(単位:	備考			
	1==	4, 562, 138	668, 161	234, 860
	補正予定額	19,852	19,852	19,852
	既決予定額	4, 542, 286	648, 309	215,008
	Ш			3. 補助金
	通		2. 医業外収益	
収入	款	1. 病院事業収益		

(単位:千円) भ 靊 4,052,760 2, 331, 293 4, 201, 657 19,852 19,852 19,852 補正予定額 4, 181, 805 4,032,908 2, 311, 441 既決予定額 Ш 1. 給与費 严 1. 医業費用 丑 1. 病院事業費用 蔌 长

令和2年度宍粟市病院事業特別会計補正予算(第7号)明細書

(単位:千円)	H	PJ			患者等入院受入医療機	(単位:千円)	H	明				16,884	<b>三用手当 1,728</b>	詩漆療手当 1,240			
	XL ili	可先			新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機 関緊急支援事業補助金		<b>沿</b>	置				院内感染防止業務手当	夜間コロナ病床等安定運用手当	夜間等新型コロナ患者等診療手当			
•		金 額			19,852			金額			19,852	3, 111	10,847	2, 373	432	192	2,897
	節	区分			1. 国庫補助金		節	補正予定額     計     区     分			2. (手当)	(1) 医師手当	(2)看護師手当	(3) 医療技術員手当	(4) 事務員手当	(5) 労務員手当	(6) 会計年度任用職員手当
•	-1 1111	ΞĒ	4, 562, 138	668, 161	234, 860		11111			4, 052, 760	2, 331, 293 2						
	4 子子	備比」。任領	19,852	19,852	19,852					19,852	19,852						
	日子女子留	死伏 1. 定領	4, 542, 286	648, 309	215,008				4, 181, 805	4, 032, 908	2, 311, 441						
	П	П			3. 補助金		Ш	ш			1. 給与費						
収入	型 。 쌲	· 域	1. 病院事業収益	2. 医業外収益		₩ Ħ	野・縦		1. 病院事業費用	1. 医業費用							